

## 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品区分		定義及び解説	
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説		下記の「いかにも」に掲げるもののうちの、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の後業者から導き供された情報に基づき医薬品の選択により選用されることが目的でされているものであり、かつ、その適正な使用のために、薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知識に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ　再審査を経ていないダイレクトOTC ロ　スピット後品目 ハ　劇薬 ニ　劇素	
要指導医薬品、一般用医薬品の中の「一般用医薬品」の定義及び解説		その副作用等により日常生活に支障を來す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちのその作用に關して注意が必要となるものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際しては、第14条第8項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定めた期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中での)特にリスクが高い医薬品を指します。	
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説		その副作用等により日常生活に支障を來す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちのその作用に關して注意が必要となるものとして厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中での)特にリスクが高い医薬品を指します。 第1類医薬品の中では、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第1類医薬品」として別表であります。 第2類医薬品の中では、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として別表であります。	
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説		個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第1類医薬品は、2の文字を□(丸)又は□(四角枠)で囲みます。 ○要指導医薬品、一般用医薬品の違う部位又は直接の包装に記載します。また、直接の容器又は直接の包装の記載以外から見えない場合は、外部の容器又は内部の瓶なども併せて記載します。	
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提示及び登録等に関する解説		要指導医薬品、第1類医薬品及び第2類医薬品にあっては、それぞれ情報提供及び指導の義務があります。また、指導専門家も引き受けようとしています。 指定第2類医薬品の購入の際に、薬剤師又は登録販売者がから禁酒の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者とは、都道府県の府県に合併した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。	
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提示及び登録等に関する解説		医薬品の種類 リスク分類 情報提供等 相談があつた場合の 応答 対応する専門家  要指導医薬品 書面で情報提供及び指導 義務 薬剤師  第1類医薬品 書面で情報提供 義務 薬剤師  指定第2類医薬品 第2類医薬品 書面で情報提供 義務 薬剤師  第3類医薬品 法令上定めなし 義務 薬剤師又は登録販売者	
要指導医薬品の陳列等に関する解説		要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画内のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列して下さい。	
一般用医薬品の陳列等に関する解説		第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンターエンターフロア若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列して下さい。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備からマートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ別途に陳列棚に配置して下さい。	
医薬品による健やかさの実現に関する制限の解説		【医薬品耐用被服救済制度】 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾患や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るために、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行なう制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。 独立行政法人医薬・医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 医薬品耐用被服救済制度相談窓口 0120-149-931 9:00～17:00（月～金 祝日・年末年始除く）	
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置		医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報を、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への開示等はいたしません。ただし、行政当局の調査等で必要な情報があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。	
苦情相談窓口		所轄する保健福祉・環境事務所又は保健所名： 福岡県保健福祉事務所 電話番号 HP参考番号 - 受付時間 9：00～17：00（月～金 祝日・年末年始除く）	

安心して薬局サービスを受けていただくために  
(お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

### 《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
  - 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
  - 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などの必要な連携
  - 病院、診療所などからの照会への回答
  - 家族などへの薬に関する説明
  - 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
  - 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
  - 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 当薬局内で行う症例研究
  - 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
  - 外部監査機関への情報提供
  - その他の利用目的

## 薬局の管理及び運営に関する事項

## お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

1. 許可区分：薬局
  2. 許可証の記載事項
    - ・薬局開設者名：(有)野間薬局 J-Front(株) 代表取締役 菅道文
    - ・薬局名：各店のHP参照
    - ・許可番号：
    - ・許可年月日：
    - ・有効期間：
    - ・所在地：各店のHPを参照
    - ・所轄自治体名：
  3. 薬局管理者：氏名（薬剤師）
  4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
    - a 薬剤師：氏名 担当業務
    - b 登録販売者（従事した期間が2年以上）  
氏名 担当業務
    - c 登録販売者（従事した期間が2年未満）  
氏名 担当業務
  5. 取り扱う医薬品の区分
    - 要指導医薬品
    - 第1類医薬品
    - 指定第2類医薬品
    - 第2類医薬品
    - 第3類医薬品
  6. 勤務者の名札等による区別
    - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
    - ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札をつけています。
  7. ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
    - ・定休日：～ 医療情報ネット参照
    - ・連絡先：
  - ②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
    - ・連絡先：～ 医療情報ネット参照
  - ③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
    - ・連絡先：～
  8. 緊急時における連絡先
    - ・連絡先：医療情報ネット参照

\*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します

## 個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(個人情報保護委員会、厚生労働省策定)に、**「ガイドンス」を遵守し、良質な薬局サービスを提供することに、一矢之助の御力をお貸かりかねません。**

### 2. 具体的な取り組み

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイドラインに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談休制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
  - (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
  - (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
  - (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開設者：(有)野間薬局 J-Front(株)  
個人情報取扱責任者：菅道文  
(お問い合わせ先)：〒815-0041 福岡市南区野間2-1-1  
電話番号：092-511-3436  
ファクシミリ：092-511-3480  
ホームページ：<https://nomapharmacy.com/>  
メール：





# 調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

## 第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき ②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点
① 調剤基本料 1	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
② 調剤基本料 2	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
③ 調剤基本料 3	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
④ 特別調剤基本料 A	○	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
分割調剤（長期保存の困難性等） ”（後発医薬品の試用）		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1+選択2以上 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点 40点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
地域支援体制加算 3			
地域支援体制加算 4			
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算1の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3		電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯葉		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ ” ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 147点） 69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、イネル剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、イネル剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トロチ剤、軟・硬膏剤、パッフ剤、リコメット剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤			
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

## 第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3割分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外		処方変更あり	4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残業調整以外 40点、残業調整 20点
調剤管理加算	-	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3ヶ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3ヶ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点 320点 290点 59点
① 単一建物患者 1人		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
② 単一建物患者 2～9人		医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
③ 単一建物患者 10人以上		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者は、①・②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
② ①・③以外		医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残業調整以外 40点、残業調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

### 介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2~9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた服薬指導	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで）	518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

●保険外負担に関する事項

SK 計量カップ 10ml・20ml 各 30 円

滅菌済無地投薬瓶 30ml(40 円)・60ml(40 円)・100ml(50 円)・200ml(70 円)・  
300ml(100 円)・500ml(140 円)

SK 軟膏容器 B 型 6ml(30 円)・12ml(40 円)・24ml(40 円)・36ml(50 円)・  
60ml(70 円)・120ml(100 円)

15ml 点鼻容器 60 円

※価格に関しては納入価に応じて変更することがあります。

薬局名	施設基準	許可年月日
野間薬局下白水北店	調剤基本料 1	令和 5 年 4 月 1 日
野間薬局下白水北店	連携強化加算	令和 6 年 6 月 1 日
野間薬局下白水北店	後発医薬品調剤体制加算 1	令和 4 年 4 月 1 日
野間薬局下白水北店	後発医薬品調剤体制加算 3	令和 6 年 12 月 1 日
野間薬局下白水北店	医療DX推進体制整備加算	令和 7 年 4 月 1 日
野間薬局下白水北店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	令和 3 年 11 月 1 日